

総説

福島県銀行小史(中)

土谷幸久*

*いわき明星大学 教養学部

論文要旨

前稿「福島県銀行小史(上)」の後段において、明治日本経済が被った様々な恐慌、戦争による好景気などを記した。同じ時期、福島は県としての呱呱の声を上げる。近代福島の夜明けである。初めは近世の在来工業の延長、すなわち製糸製織であったが、日本鉄道が東北線を引き安積疎水が造られ、常磐炭田の開発が始まると一変する。物流の結末点になり、電源地と穀倉地帯になり、工業化が進み、石炭供給基地になった。

すると銀行設立の動きが始まるのである。しかしそれは、中央と隔絶した長閑な地方ではいられなくなり、必然的に中央の好不況と直結し、様々な影響を受けるようになる。明治福島の銀行関係において、2人の人物がいる。吉野周太郎と橋本萬右衛門である。2人とも国会議員であり、銀行等の経営者であった。2人の銀行は本命視されていたが、何れも破綻する。本稿最後に触れるのは吉野の不正融資事件である。結局は自滅であった。

キーワード：工業化、国立銀行、安積疎水、常磐炭田、吉野周太郎

3-2 維新时期福島経済の素顔

3-2-1 福島経済の素顔

福島県就中中通りは江戸時代から養蚕が盛んな地であった。江戸中期に、内池永年が近江から福島町に移住し、与十郎家、三十郎家が幕末維新に活躍したように、農業を基礎に蚕糸・製織の手工業を結合させた農本主義的経営の形で問屋制家内工業が幕末期に発展した。

享保期より都市問屋による全国集荷体制が確立していたのであるが、横浜開港後はその体制が崩れ、信達蚕糸業も一地域として主体性を発揮し賃挽制が一般化した。それにより、生糸の流過程は地域の間屋に独占されることとなった

1872(明治5)年に佐野理八により揚返器が考案されると折返糸の再繰が広まり、従来の鉄砲造以上の高品位の製造が可能となった。それにより1877(明治10)年には三春町に三盛社、1880(明治13)年には田村郡に正製組、1881(明治14)年には同地に真製社、同年安達郡に明信社、さらに同年二本松町に二本松社の各揚返工場が問屋資本により設立され

たのである。これ等は、賃挽で製糸をした糸を工場に集荷し揚返しを行い、さらに仕上げを施すという工程で行われた。

正に、「中通筋ニ於ケル製糸業ハ県下ニ於ケル生糸業ノ中枢ニシテ県経済ノ命脈ニモ関スル事業タルヲ以テ其一盛一衰ハ地方ノ経済上ニ及ホスノ影響最モ大ナルモノアリ」という状況であった¹⁾。

折から幕末維新期に西洋では蚕の微粒子病が流行し、西洋養蚕、製糸、製織業は壊滅的打撃を受けていた。輸出需要の波は日本各地の養蚕地域を刺激し、蚕種業が近代産業として発展する基礎となった。併せて、製糸、紡績、製織も発展し、主要輸出品目となった。

福島の生糸も、幕末に一頭馬首の商標の掛田折返し糸が輸出された折に注目され、輸出依頼が殺到、生産も急増した。小野組や横浜のローゼンソール商会在川俣に出張所を設けたのも1891(明治24)年である²⁾。

一方器械製糸も、二本松製糸、川俣製糸、喜多方製糸、白河製糸などの工場が明治6～11年の間に設立された。しかし、松浦(2006)が指摘するように、機械化が進む初期においては、上記の正製・真製両社のように座繰りに頼る工場の生産性が向上し、器械工場以上の生産性を示すようになるのである。因みに、明治15年の東北地方の物産価額を見ると、福島県が19,545千円で第一位、38%を占めていた。さらに、内生糸産額は2,449千円でやはり第一位、東北全体の61%を産していたのである。

これ等生糸を中心にした発展と、1877(明治10)年の減租、米価高騰も幸いし、農村部には蓄積が生じ、銀行の必要性は自然と増した。そのような中での銀行設立となるのである。

3-2-2 明治初期の福島県内の銀行の設立

福島県は維新当時、既述のように生糸を中心に商品経済が相当進展していた。特に開港後は、中央の小野組と渋沢為替方に依存していたのだが、荷為替金融を中心とした地元商業金融機関を望む声が相次いだ。

国立銀行条例が1876(明治9)年に改正されると各地に国立銀行設立が奨励され、数年で合計153行が設立された。国立銀行が多数設立した理由は、1873(明治6)年大隈重信が大蔵卿に就任し、殖産興業政策が推進したことによっている。国立銀行条例自体は前年に制定されたのだが、それは維新時に乱発した政府紙幣の回収が目的とされ、当初4行のみの認可であった。回収は進まず、国立銀行条例を1883(明治16)年に改正し設立を容易にし、金禄公債を原資として扱うことを認め、不換紙幣の発行を認めたのである。

三井組と小野組による三井小野組合銀行を核に作られた第一国立銀行の発起人には、渋沢栄一等が就いた。現存する最古のナンバー銀行であり会津に支店を持つ第四銀行では、市島徳次郎等が発起人であった。すなわち、国立銀行と称していたが、その全ては民間銀行である。

これは、1864年サーモン・チェイサー財務長官時代にアメリカで制定した国立銀行法を参考に伊藤博文が分権方式の国立銀行制度を推し、1872(明治5)年国立銀行条例が制定されたことによっている³⁾。因みに対案は大蔵少輔の吉田清成が推したイギリスの中央銀行制度であった。

全国に153行もの国立銀行が認可された理由は、兌換硬貨との交換義務を止める必要があったからである。153行というのは、1876(明治9)年に兌換を止めてからわずか3年での行数である。政府は、それ以上の設立は認めなかった。

表 3-1 福島県内銀行設立状況

銀行名	資本金 (千円)	所在地	創立年 月	消滅	流通紙幣(千円) (M17年)	預金残高 (千円)
第六国立銀行	250	福島	M9.11	M22 解散	196	106 (M20)
第三十一国立銀行	100	若松	10.11	M18 解散	78	14 (M18)
第九十三国立銀行	50	三春	11.10	M30 三春銀行に改組	39	125 (M20)
第百一国立銀行	110	梁川	11.9	S4 支払停止、S6 破産	40	35 (M20)
第百七国立銀行	100	福島	11.9	S3 休業、S8 破産	39	104 (M20)
第百八国立銀行	50	須賀川	11.7	M13 解散		1 (M20)
福島銀行	100	福島	12.9	S2 休業、S4 破産		8 (M20)
信夫銀行	50	庭坂村	17.7	M28 解散		
飯坂銀行	50	飯坂	17.1	T13 百七に吸収		3 (M20)
鳥渡銀行		下鳥渡村		M21 解散		

『福島県金融経済の歩み』p.13、『福島県史13』p.187。

福島においても、表3-1の如く6行の国立銀行が創設された。その後、条例が再改正されると、4行の私立銀行が開設された。

福島県における国立銀行の発起人、大株主は福島県在住の富農商がほとんどであり、華族・士族が総資本金の77%を占めていた当時の他銀行とは無縁の存在であった⁴⁾。例えば、宮城の七十七国立銀行は士族による銀行であった。同行は、当初計画では、金禄公債保全のための相互出資の救済組合を理想としての設立であったが、銀行が配当によって株主たる旧士族の生活を保証する立場にはなく、金禄公債を放棄させる口実にしかならなかった。そして、日本銀行福島支店(1969)は、七十七銀行の発展過程は、旧士族が無産市民の中に溶け込んで行く過程と一致しており、多くは没落・無産化の道を進んだと述べている⁵⁾。

1875(明治8)年八島田村の豪農商吉野周太郎が吉野組を設立し、小野組に替り県の為替業務を任せられると生糸荷為替も活発になり、次々と上記の国立銀行が設立された。吉野は、第六国立銀行の設立にも、笹木野村の阿部紀、福島町の佐野理八、村井定吉等とともに発起人に名を連ねている。

『第百七銀行史』にはその志について、以下のように紹介している。「時に信夫郡は八島田に一素封家あり。姓は吉野、名は周太郎。家世々農を業とし経済の才に長じ公共の心に富む。夙に眼を此に注ぎ8年3月吉野組を組織して蚕種生糸羽二重等、生産資金の融通を図り各需要地間荷為替の便を開けり。当時別に小野組と称する者あり。福島県為替方を担当せしが幾もなして之を辞し、吉野組代って命を受け尋いで又福島裁判所の

為替方を担任す。

是より先9年9月国立銀行条例の改正ありて銀行業者各地に勃興し、我が福島亦第六国立銀行の創設ありしも規模猶小にして未だ以て地方一般の要望を充たすに足らざる者の如し。是に於て吉野組に代ふるに一銀行を以てし専ら商工業の金融機関に供し以て大に地方の開発を助成せむことを企図し10年12月地方有力の士、太宰文蔵、角田林兵衛、内池与十郎、渡辺亦兵衛、塩見未磋男、二宮直躬、渡辺儀助、安田利助、宍戸宇吉、吉野友三郎、吉野和作、11名と共に合同協議し資本金貳拾万円を以て国立銀行を福島町本通六丁目百五拾八番地(吉野組所在地)に創立し、内金8万円は發起人12名に於て出資し金拾貳万円は一般募入に待つべきことを決し、同月12日左記創立之記を公募して株金募集に着手す」。このような準備を整えて創立となるのだが、さらに同書中、追願なる一文には以下のようにある⁶⁾。

「元来福島地方ハ富饒ノ商家ニ乏シク各所ノ富商来往正金ヲ携へ来リ。物産売買ノ慣習之処第六銀行渋沢為替方続々開店各勉勵スト雖モ現今之実況金融拡張ノ与望ニ充タス該地方ノ商民今一層ノ運用ヲ企望セリ。然ルニ遥カニ聞ク某銀行支店ヲ設置スルノ説アリ。所謂十目ノ視ル所況ヤ地方ノ我輩ニ於テヲヤ。仍テ前願ノ通許可被成下候ハバ益運用ノ便宜ヲ開キ所産ノ隆盛ニ至ルヤ確実明瞭ニシテ今茲ニ贅言スルノ要ナシ。」

すなわち、福島地域は生糸を中心に複層する商勢圏が形成されており、訪ねて来る富商は皆正金を現金で持っている。住民・商人は皆金融拡張・短期為替取引の便が良くなることを希望している。斯くなる上は新銀行設立の許可を賜りたいということである。

因みに明治初期の福島県の金融をほぼ全て掌握していた小野組が明治7年突然破産閉店した理由は、島田組共々、政府の為替処理の急変に起因するものであった。小野組の突然の本支店閉店は国内経済界に多大な影響を与えた。福島県においても、諸古貨幣で代用する有様であった⁷⁾。

小野組は生糸荷為替も扱っていたため、吉野組が明治8年に創設された理由は、荷為替が第一の理由であった。吉野組が同年に扱った福島から横浜・東京への荷為替は273,000円、9年は715,000円、10年は404,000円であった。一方、横浜・東京から福島への荷為替は半額程度であった⁸⁾。この金額差は福島の養蚕業の発展を裏付けるものであり、また重大な任務であった。また、これは税金や為替に通じる業務であり、吉野等が銀行業の必要性を訴えたのには理由があったといえる。

最後に、上表3-1の国立銀行とその他主要銀行の来歴に触れておく。福島町本通7丁目に設立された第六国立銀行は阿部紀が代表であった。株主は12千円で120株を引き受けた同人が筆頭株主、1万円100株の吉野周太郎、同額の佐野利八と続き、10株以上の株主29人の大半が福島県在住の平民である、と『福島県史19』では述べている⁹⁾。支店は3店、出張所は2箇所あった。福島町置賜通1丁目に吉野周太郎により設立された福島銀行には、吉野要三(二代目周太郎)が代表に就いた。2万円で200株を引き受け

た吉野周太郎を筆頭に10株以上の株主のほぼ全員が福島県在住の平民であった¹⁰⁾。支店は8店、資本金も後に1,000千円まで増資している。同じく周太郎により福島町本通り6丁目に設立された第七国立銀行の代表は当初吉野周太郎自身であったが後に川代与三久に替わった。資本金は5,500千円に増資しており、支店は17店、出張所は9箇所であった。若松町大町に作られた第三十一国立銀行は酒井文右衛門が代表で、支店は2店、出張所は1箇所であった。三春町大町に設立された第九十三国立銀行は渡辺甚十郎が代表、出張所1箇所であった。梁川町右城町に設立された第一百国立銀行は大竹宗兵衛が代表、支店は1店、資本金は750千円に増資された。須賀川町に設立された第一百八国立銀行は山川門十郎が代表に就いた。支店は2店、出張所も2箇所であった。

この中で、第七銀行は、蚕種羽二重の生産資金の融通を図る吉野組が改組して誕生した銀行であり、県金融界の中心となると目されていた。

3-3 福島発展の動因

殖産興業が唱えられるようになると、様々な事業が行われ、福島にとっても相乗効果を上げるようになった。ここで、その幾つかに触れておく。

3-3-1 東北本線

日本の鉄道の歴史は、1872(明治5)年5月、高島嘉右衛門が東京から青森に至り北海道開拓を支える鉄道の建設を政府に建言したことに始まる。建言は却下されたが、高島は岩倉具視を説き、鍋島直大、蜂須賀茂韶に働き掛け、明治天皇及び当時の政府に華族と士族が家財をもって会社を建て、東京と青森あるいは東京と越後新潟に鉄道を敷き蒸気機関車を走らせることを補すことを建言させた。こうした経緯を経て1881(明治14)年8月1日、岩倉をはじめとする華族などが参加して日本鉄道株式会社の創立が決定し、同年11月11日、設立特許条約書が下付された。初代社長に吉井友実が選出された。

もともと政府では井上勝をはじめとして、鉄道は国が敷設して国が保有すべきであるという意見が強かったが、西南戦争の出費などで財政が窮乏したため、民間資本を取り入れて鉄道を敷設することになったのである。

政府の事業として計画された中山道沿いの鉄道区間のうち、東京-高崎間の測量が開始されたのだが、財政難から工事は着工されなかった。これに対して、民間資金による鉄道の早期開業を求める動きがあり、日本鉄道の設立に結実したといえる。また、岩倉の呼びかけで誕生した華族銀行と評された第十五国立銀行は全国立銀行の総資産の47.3%を占めていたといわれる潤沢な金禄公債を原資とした融資で、日本鉄道の事業を支えた。

そのため計画通りに鉄道敷設は進み、1883(明治16)年7月28日に第一区線の上野-熊谷間を開業、その後、第一区線の高崎、下前橋への延伸、赤羽-品川間の品川線赤羽-池

袋間開業、第二区線大宮-白河間、第三区線白河-仙台間、第四区線仙台-盛岡間、第五区線盛岡-青森間と順次建設し、1891(明治 24)年 9 月 1 日に東北本線全線上野-青森間が開業した。

3-3-2 安積疎水

疎水が引かれる以前、安積原野は荒涼とした原野であった。阿武隈川に向かって傾斜して水利が悪い丘陵地帯であった。安積原野を流れる五百川、藤田川、逢瀬川、笹原川などの河川は流域面積が小さく、安積原野にある溜池群も流入河川がなく旱魃の影響を受け易く、広大な原野は牧草用の入会地の用途しかなかった。

一方、明治維新の最中各地で士族の反乱が起り、その対策として安積原野開拓が脚光を浴びるようになった。そこで、政府は 1878(明治 11)年に御用係奈良原繁を総監としオランダ人技師ファン・ドールンとともに現地測量をなさしめ、猪苗代湖から安積野原野一帯の調査を行い、その結果、安積疎水の開削を決定した。

福島における殖産興業政策は、この安積開拓に始まる。1873(明治 6)年、明治 6 年の政変の年、安場保和県令は二本松旧藩士を糾合し、郡山付近大槻原の開墾を要請した。目論見は、信夫伊達両郡は養蚕をなし 5~60 日で 300 万円を得る土地であり、桑樹野に栄え繭糸家に満ることこそ開明富裕の基である。然して大槻原は郡山裏手より那須嶽に接する茫々数里土性肥沃、数万歩の良田を得ることができる、というものであった。そして、「一尺を開すれば一尺の仕合せあり、一寸を墾すれば一寸の幸あり」と、開墾は富裕の基であり、善行を行わぬ者は守銭の虜となるとの告諭書を富商に出した¹¹⁾。

具体的作業は県典事中条正恒が中心となり、阿部茂平衛以下 25 名の開成社を結成し事業が開始された。1873(明治 6)年であった。その後明治 9 年、明治天皇の東北巡幸の下検分に大久保利通が来県した際、中条は事業を直訴した。殖産興業と士族授産が持論の大久保は心を動かされた。大久保が士族授産を案じていたのは、維新によって約 50 万人(家族を含めると 200 万人)の武士階級が経済的自活を求められていたからである。その幾ばくかは官吏、軍人、教師として吸収されたが、大半は新産業予備軍として政府も前後措置の必要性を重々認識していたからである。

明治 11 年東京大久保邸を訪れた福島県令山吉盛典は、安積開拓は国の事業となったことを知る。その後、大久保は暴漢に襲われこの世を去る。しかし 1879(明治 12)年、安積開拓は国直轄の農業水利事業第 1 号地区として着工され、日本海への流量を調整し水位を保持する十六橋水門、安積地方へ取水する山瀉水門が建設され、隧道、架樋等、延 85 万人の労力と総工費 40 万 7 千円によって 130km に及ぶ水路工事が完成した。灌漑区域面積は約 9、000 ha と広大で、安積 3 万石は 15 万石に変貌し、郡山周辺は一大穀倉地帯となった。

1898(明治 31)年には、阿賀野川水系沼上に水力発電所が設置され、その電力を利用した製糸業が発達した。また、1908(明治 41)年からは飲料水用しても用いられている。

3-3-3 常磐炭田

常磐地方に石炭が発見されたのは、安政年間、神永喜八、片寄平蔵によるところが大きい。しかし筑豊、夕張に比べ、品質は低位であった。明治に入り、1877(明治10)に西南戦争が始まると、首都の石炭需要を賄うために、その戦略的価値が評価され、開発が始まった。浅野総一郎や渋沢栄一が磐城炭礦社を創業したのは1884(明治17)年である。竹内綱等が白水炭砒株式会社と設立したのは、磐城炭礦社が株式会社化した1893(明治26)年であった。川崎八右衛門、森岡昌純、松方正雄、森村市左衛門、天野仙輔、白井遠平等の入山採炭がこれに続き、1895(明治28)年に設立された。後に磐城銀行を創設する白井遠平は、元は磐城炭礦の監査役であった。そのため入山採炭に役員として移るとして磐城炭礦を辞する際は、浅野等の怒りは尋常ではなかったといわき市(1989)『いわき市史別巻常磐炭田』は述べている¹²⁾。

1889(明治22)年には平-水戸間の鉄道敷設期成同盟会も結成された。日本鉄道磐城線の水戸-平間が開通したのは1897(明治30)年である。

1903(明治36)年には茨城無煙炭砒が火力発電所を建設など技術の粋が集められた。しかし、その真価は戦時に発揮された。日清・日露戦争を経て、1937(昭和12)年には陸軍省が石炭を国防重要産業に位置付け、増産体制を敷いたのである。

終戦後も傾斜生産方式の土台としての位置付けは変わらなかった。しかし、1954(昭和29)年通産省が石炭合理化計画大綱を作成し、その役割の終着点が見えてきた。そして1964(昭和39)年、東京オリンピックの年に、郡山・常磐地域が新産業都市指定を受け、1971(昭和46)年常磐炭礦閉山、1985(昭和60)年完全終結、1987(昭和62)年いわき市産炭地解除となる。

表3-2 出炭量

年次	全国 a	常磐 b	b/a
1896(明治29)	5,020 千トン	81 千トン	1.6%
1897(明治30)	5,188	167	3.2
1898(明治31)	6,696	353	5.3
1901(明治34)	8,946	561	6.3
1906(明治39)	12,980	1,126	8.7
1911(明治44)	17,633	1,631	9.2
1912(大正元)	19,634	1,983	10.1
1914(大正3)	22,391	2,351	10.5
1916(大正5)	22,810	2,395	10.5
1919(大正8)	31,172	3,803	12.2
1920(大正9)	29,138	3,380	11.6
1923(大正12)	28,863	2,944	10.2
1926(大正15)	31,419	2,922	9.3

いわき市(1989)、p.162、日本銀行福島支店(1969)、p.113

常磐炭田の存在は、入山採炭2代目社長の白井遠平が福島貯蓄銀行、磐城銀行を興し、鉄道整備や港湾整備が進み、いわき市が他日工業都市に発展するなど、福島経済就中浜通り・北茨城の経済発展に果たした役割は多大であった。また、表3-2のような出炭量

を誇り、特に大正期には全国の1割を占めていた。

3-3-4 安積疎水と工業化の端緒

安積疎水が通ると電力を起こすことができるようになった。福島の工業化は安積疎水の完成によってもたらされたといっても過言ではない。疎水の維持管理に係る政府との折衝を通じて、郡山の地方有力者達は、明治政府の要人や財界人との間に一定の関係を構築することに成功した。これが工業化推進の要因となり、郡山における工業化の主体は地元資本と大倉財閥などに代表される外部資本の2系統によって進められることとなった。

その中で白眉であったのは、1898(明治31)年に地元資本と渋沢栄一、大倉喜八郎ら外部資本と地元資本の協同による郡山絹糸紡績株式会社の創立である¹³⁾。

橋本萬右衛門の郡山絹糸紡績は、1912(大正元)年12月9日の『中外商業新聞』によると、「同社は明治三十一年二月土地の融資と東京方面資産家との出資に拠り資本金四十万円を以て創立し翌年六月電気部を開業し翌々年十月絹糸紡績部を開業す、次で三十五年八月京都絹糸紡績会社に合併し紡績部機械土地建物を会社株式六千二百株(額面三十一万円)に換え単に電気事業を営む(こと)を超えて三十八年十一月旧工場は大蔵省煙草専売局の買収する所となりしを以て現在の処に移転。同時に京都側より合同当時の価格を以て糸七百二十鍾と之に附帯する諸機械を買戻し、更に四十二年一月以降圓形製綿機八台を設備し輸出ペニーの製造を開始す、昨年三月旧絹糸紡績と鐘紡合併の結果曩に受領せし有価証券に十一万五千円の欠損を生じたれば資本金を三十万円に切下げ爾余を準備金支出により補填。本年一月糸三百六十鍾を増設即ち現在鍾数一千八十鍾也とす。」とある。また橋本萬右衛門自身は「社長橋本萬右衛門氏は東北一の奮闘家と称せらるる百万長者、大倉喜八郎氏の外重役は咸な土豪連也」と紹介している¹⁴⁾。

工業化の進展は中央とのパイプだけではない。安積疎水による電化が機械化を可能としたのである。「発電力八五〇キロワットを擁し使用先は…五〇キロワットをカーバイド製造用に一〇〇キロは精米並に煙草製造用に、六五キロは自家用(紡績昼夜運転)に、其他麦酒箱、煙草箱、セメント樽の製造、印度向輸出製板用などに供給し剩れるを以て電灯五千五百灯を灯せり、随って事業区域は北は日和田、南は笹川、西は火槻、東は小野新町に渉る。来る一月総会の議に附し二十万円増資を執行し一千キロワットを獲べき計画の下に第二発電所を設け将来一万キロワット迄拡張の余裕を蔵せるが水源を猪苗代湖に仰ぎ関係水利組合との折衝都合好く抄取り便宜多き為め電力固定資金平均一馬力一五二円に過ぎざるは大なる強味と謂う可し」¹⁵⁾。

大正期に入ると、地元資本は金融や小売業の担い手になり、製造業は地元資本と外部資本の協業か外部資本単独という形態が確立した。この時期に郡山に進出した外部資本は、片倉製糸や小口製糸といった信州資本の製糸業と、日本化学や東洋曹達などの東京に本拠地を持つ化学系の企業であった。同時期、地元資本は、資本誘致と都市基盤整備

を通じて郡山の工業化を推進した。前者の代表が郡山起業社であり、地元銀行の信用貸しによって株式投資を利用した積極的な企業設立と投融資が行われた。後者の事業としては、明治末年から始まった水道事業と郡山市街西部の土地区画整理事業がある。同事業は一義的には郡山の都市機能整備を目的としていたが、結果的に工場用地と工業用水の提供を行ことになり、大正期以降における外部資本の工場進出を支える要因の一つとなった¹⁶⁾。

3-3-5 福島経済の実力

日本銀行福島支店(1957)によると、明治20年当時の福島県の国税は1,215千円、内地租が1,045千円を占め、自給自足的農村社会であった¹⁷⁾。しかし、県北地域では江戸時代より養蚕・製糸業が発達し、近江内池与十郎家や内池三十郎家が近江から移住するなど、江戸時代から商品作物の生産販売が盛んであった。質屋等の附属的に金融業の素地もあり、表3-1に続き表1-1のような銀行の設立を見たのである。

1882(明治14)年の日本銀行開業、1884(明治16)年の兌換銀行券条例制定により、日本銀行のみが発券銀行となった。さらに、翌85(明治17)年には銀本位制に移行した。

紙幣回収が進むと3-1-2に述べたように、明治20年前後第1次企業勃興熱が全国に広がった。しかし、我が国経済が安堵の域に達するのは、1894(明治27)年に始まった日清戦争に勝利し、多額の賠償金を得てからのことである。これにより我が国は金本位制を確立することができた。また、1904(明治27)年から翌年まで続いた日露戦争に勝利したことで、政治的にもアジアの一等国と見做されるようになった。

表 3-3 福島県主要経済指標

	M20	M30	M40
人 口	871 千人	1,074 千人	1,221 千人
米 作	1,131 千石	1,023 千石	1,287 千石
葉煙草	524 千貫	518 千貫	536 千貫
収繭高	101 千貫	140 千貫	243 千貫
生糸生産高	101 千貫	108 千貫	125 千貫
絹織物生産額	156 千円	2,249 千円	4,981 千円
製造工場数	30	95	141
製造職工数	686 名	4,725 名	7,811 名
会社数	14 社	78 社	167 社
会社資本額	143 千円	520 千円	14,058 千円
酒類生産高	62 千石	134 千石	105 千石
漆器生産額	190 千円	296 千円	441 千円
陶磁器生産額	32 千円	136 千円	251 千円
国 税	1,215 千円	2,362 千円	4,212 千円
内 地租	1,045 千円	不詳	2,007 千円
地方税	883 千円	不詳	2,389 千円
発電所数	0	2	6
発電力	0	100KW	1,990KW

日本銀行福島支店(1969)、p. 24。

日本銀行福島支店(1957)では当時の福島県の生産力を表3-3のように示している。す

なわち、福島県に躍進の季節が訪れたのは明治 30 年前後の時期である。『第百七銀行史』には、「戦勝後事業界勃興の気運大に現れ海外貿易亦順調に進展して愈生絲市場を刺激したれが 8、9 月に於て近来の高値を示すに至れり」と、日清戦争後の福島経済界を描写している¹⁸⁾。この時期、福島県の人口は 30%ほどの増加に留まるが、国税は 3 倍強となるなど、近代最初の福島躍進の時であった¹⁹⁾。但し、松方デフレから明治 20 年までは、福島は恐慌的状态であった²⁰⁾。

4 福島経済の推移

3 節に対応させるとき、福島経済は如何なる発展の軌跡を辿ったのであろうか。前節で、大正期に入ると、地元資本は金融や小売業の担い手になり、製造業は地元資本と外部資本の協業か外部資本単独という形態が確立した、と述べた。それ以前の明治期においては、近世在来工業を中心に自己資本で発展させて行くしかなかった時代とは雲泥の差である。

4-1 産業育成

4-1-1 川俣羽二重

川俣も福島に並ぶ絹の町であった。但し、生糸ではなく織物である。江戸時代は平絹であったが、明治 20 年代後半から羽二重が製織されるようになり、明治 30 年代からは輸出拠点になる。1929(昭和 2)年の『国民新聞』には以下のように紹介されている。「福島県は福井、石川両県と共に羽二重の産地として有名である。その福島県産の羽二重の中、その七割内外は鬼婆で名高い安達ヶ原のある安達郡産であり、而してこの安達郡産の大部分は川俣町から出るものである。此川俣羽二重は福井、石川の両県産が重目物を特徴として居るに対して二匁半乃至三匁半の軽目物である。原料が精良なのと織耳が他に比を見ない程に整って居る上に精練法が又巧妙である為め色沢純白、品位高尚で海の内外に名産の名を博して居る。産額は最近の調査に依ると約六十五万本一千三百余万円に達し、米国、仏国、印度等へ輸出されるものが年額五百万円以上に及んで居る」²¹⁾。

しかし、川俣地方もまた福島が生糸も、器械化は遅れた。全国的には、量的・価格的にも日清戦争後が、器械製糸が座繰製糸を上回る時期であるが、福島においては 1911(明治 44)年になっても器械製糸 35%、座繰製糸 65%であった。この理由として日本銀行福島支店(1969)では、以下の理由を挙げている²²⁾。①掛田折返し生糸という商標が国際的に認知されて信頼されていた。②器械製糸に比べ座繰糸は撚りが甘く、製織した際、匁が軽くなる。③同町史に「本年 1 月以来川俣地方絹織物ノ景況ハ不幸ニモ原料タル生糸繭ノ価非常ニ騰貴セシ為メ相場多少ノ昂貴ヲ見ルモ到底得失相償ヒ難ク、止ヲ得ス休業スル者陸續接踵スルノ有様」とあるように、原料の景況、製品市況等に左右され易く、

農家は多角経営で景気変動を吸収しようとしていた。そのため、製糸専業、器械化による変動の吸収、平準化に対する心理的発条を欠くことになった。④長く農業の合間に、養蚕を行い、春繭のみを収繭し製糸作業を行うという家計補充的生産要素を持った生活形態だったので、器械を用いるほどの原料を確保することが難しかった。⑤銀行の規模が小さく、器械製糸のための設備資金を貸す資力のある銀行が存在しなかった。小銀行よりも仲買たる生糸商人の資本力の方が強く、それにより生産者の再生産過程が管理された状態になっていたというのが実情であった。

日本銀行福島支店(1969)では、長野県が器械製糸の先進地域になった理由として、⑤とは逆の状態であったからであると述べている。つまり、福島の場合は、江戸末期からの前貸問屋制の延長として農村近代が始まり、商標と廉価が海外で評価されたことなどから、器械に対して違和感を禁じ得なかったが、長野は製糸の後発国であったため、違和感以上にキャッチアップの必要性から器械導入に積極的であったと述べている²³⁾。しかし、③④で農家が家計補充的規模に満足していることが制約になっていると述べているが、⑤では前貸問屋的であると述べている。これは、大事あれば、多数の零細農民に変動分を吸収させるということである。

表 4-1 伊達地方絹織物価額最近3ヵ年比較表

郡名	種目	26年		27年		28年		計		3ヵ年平均	
		数量	代価	数量	代価	数量	代価	数量	代価	数量	代価
伊達	羽二重	50,757	170,355	83,448	261,174	64,613	219,935	198,818	651,464	66,272	217,155
	平絹	475,252	673,375	160,201	232,842	267,208	399,987	902,661	1,306,204	300,887	435,401
	広巾絹綾	98,840	381,757	97,123	351,844	104,182	365,768	300,145	1,036,369	100,048	345,456
	羽二重類計	624,849	1,162,487	340,772	845,860	436,003	985,690	1,401,624	2,994,037	467,208	998,012
	斜子絹絲織類	143	846	185	925	255	775	583	2,546	194	849

川俣町史編纂委員会(1979)、p. 187

福島の機業や製糸業が器械化するのには、明治後年まで待たなければならない。『川俣町史』第3巻には川俣における高木兄弟の力織機についての報告書があるが、明治41年のものである²⁴⁾。しかし、既に明治28年の工業学校設立要望書に記載されているが、これは軽目羽二重の産地としての地位を確立したが故の学校設立の要望であり、産地として確立した証拠である。「外商ハ寧ロ之ヲ望ムニ至レルナリ」として、上州物より軽目なのは製織法のみならず原料自体が「優逸ニシテ光沢ノ燦爛タル事」を挙げ、「染メ付キノ良好ナル事」とともに、それこそが「他地方産ノ及ハサル所ロニシテ尤モ鋭利ナル武器ノ一ナリトス」と述べる所以である²⁵⁾。

4-1-2 蚕糸金融の形態

福島の近代は蚕糸生産で幕を開けた。その取引形態は荷為替が中心であった。明治前期、福島県に銀行や表 1-1 に見られる川俣永統社や棚倉協同舎などの銀行類似会社の設立が盛んに行なわれたのは、この荷為替取引が盛んだったからである。しかし、その業務は今日の為替取引とは異なり、送荷は貨物引換証などに化体されて手形に付帯される

のではなく、商品を直接銀行に寄託するという方式であった、すなわち、4-1-1 節に述べた如く問屋商人的前貸金融の変形である²⁶⁾。故に、昔の銀行は皆大きな倉庫を有していたのである。

その荷為替業務手順は以下の通りである²⁷⁾。

- ①荷主は甲地銀行へ為替手形、副証書及び商品を提出し、為替金、預証書を受取り、この旨を荷受主に通知する。
- ②甲地銀行は商品に送状を添え、運送会社へ委託し、保険会社のある地方では保険を付し、預証書等、諸証書を乙地の本支店、または取引銀行へ送付する。
- ③乙地銀行はこれを受取り、手形支払人の引受奥書を求め、商品到着時、これを預かりおき、期日に手形副証書や商品引換に為替金を受取る。

1883(明治 16)年当時、創立間もない日本銀行は、勸業・商品流通促進の観点から手形割引政策の展開の観点から、この取扱方を奨励したのである。

前述の 1880(明治 13)年設立の田村郡に正製組、1881(明治 14)年同地設立の真製社等の共同生糸荷造所は既に作られている故、それ等を媒介した金融方法もあり、それは次の後者の場合に当たる。生糸商人は新糸出回期に自己資金で生糸を買い、この糸を担保に銀行から資金を借入れ、これを以ってさらに生糸の集荷を行う。その借入れ方法には、荷預証券を担保とする方法と、倉荷証券を担保とする方法があった。前者の場合、生糸商は荷預証券に質設定の裏書をなし、これを共同荷造所に提出し、債権者のため代理占有する旨の同所の裏書を得、これを保証品として約束手形を振出し、取引銀行に割引を求めるという方法である。後者は、荷造済の生糸に対し、共同荷造所が発行した倉荷証券を担保として、生糸商が取引銀行から借入れる方式である。

何れも生糸商は出荷に際し、取引銀行に荷為替取組を依頼することによって、その債務を横浜の売込問屋に振替えることができた。生糸商にとっては、生糸の荷造完了後、荷預証券か倉荷証券と引換えに荷為替取組をすることができた。つまり、運送会社に依頼した後、自己受取り、売込問屋宛て為替手形を振出し、裏書した後、取引銀行に提出すればよかった。銀行は、この貸金を横浜所在の銀行を通じて売込問屋から回収するという仕組であった。但し、取引銀行は、荷為替取組の依頼に対して、丸為替で応じ、別に糸価の変動に備えるため、特に保証品を提供させるか、手形割引渡金の一部を保留するのが一般的であった。また、売込問屋では生糸の売却前に手形の 90 日期日が来るときは、送荷された生糸を担保に供して横浜の銀行から資金を借入れ、決裁していた²⁸⁾。

4-1-3 明治期の福島の産業

日本銀行が福島町に支店を設けた理由は、以下の理由があったからである²⁹⁾。①東北の 2 大鉄道の結末点として、交通運搬の要衝であったこと。②福島県の金融は東北 6 県中 1 の繁忙を極め、その中心は福島町であること。③生糸は当時我が国の輸出品の内最重要品目であり、福島県は有数の生糸産出地域であったこと。④生糸取引は多額の信用

を要し、福島における生糸取引高は東北全体量の大半を占めていた。

事実、横浜との荷為替額では、長野、群馬と並び、東北では群を抜いていた。鉄道の結末点になった理由は、やはり商都であったからである。当然、表 3-1 に挙げた銀行以外にも、資本金の過少故に銀行とは認められなかった銀行類似会社が叢生することになった。表 1-1 に川俣永続社や棚倉協同舎という社名がある。これ等国立銀行の資本制限以下の銀行類似会社は、実質的には貸金業であったが、商品経済の進展により資金需要があり、多数県内に設立された。後に一部は銀行にもなった。

表 4-2 電力会社設立状況

社名	開業年
会津電力(株)	1902(明治 35)年 1 月
喜多方水力電気(株)	1901(明治 34)年 11 月
須賀川電気(株)	1897(明治 30)年 4 月
二本松電気(株)	1908(明治 41)年 4 月
川俣電気(株)	1908(明治 41)年 11 月
三春電気(株)	1909(明治 42)年 9 月
伊達電力(株)	1910(明治 43)年 7 月 (11 月に奥羽電気と改称)
磐梯電気(株)	1911(明治 44)年 1 月
白河電灯(株)	1911(明治 44)年 4 月
相馬電気(株)	1911(明治 44)年 4 月
本宮電気(株)	1911(明治 44)年 7 月
中村電気(株)	1912(明治 45)年 3 月
磐城水電(株)	1913(大正 2)年 7 月
新町電気(株)	1912(大正 元)年 10 月
大沼電灯(株)	1912(大正 元)年 11 月
常葉電気(株)	1913(大正 2)年 11 月
棚倉電気(株)	1914(大正 3)年 3 月
猪苗代水力電気(株)	1914(大正 3)年 11 月

日本銀行福島支店(1969)、p. 87

この間、福島経済は、表 3-3 に見るように、人口は 40%増加し、税収は国税・地方税を併せて 3.1 倍に増え、しかも地租の税に占める割合は明治 20 年に比べ 40 年は半分に低下している。すなわち、福島県経済は明治期を通して飛躍的に伸びたのである。

器械製糸や器械製織には電気が必要となる。3-3-4 節に触れたことだが、その基となる電力会社の設立状況は表 4-2 のようになっている。

4-2 明治期福島県の銀行の状況

4-2-1 銀行類似会社

表 1-1 の説明に、実態は貸金業者だが銀行類似会社とした会社が含まれていた。明治 10 年代に設立された銀行類似会社は以下である。これ等が叢生した理由は、1876(明治 9)年の国立銀行条例の制定を受け、県内に多くの銀行が設立されたことに刺激されたものと思われるが、前述のように産業勃興期に当たり資金需要が多かったのも事実であった。

これ等の多くも国立銀行になることを望んだであろうが、公債証書を得ることができ

なかったのか否かその理由は不明にして紙幣頭の許諾が得られずに、貸金業として営業していたと思われる³⁰⁾。しかし、決して資本金が矮小という理由のみではないと思われる。

表 4-3 明治 10 年代設立の銀行類似会社

社名	所在地	存続期間	資本金
融通社	桑折	明治 14~18	60 千円
交通社	藤田	明治 14~18	40
信立社	秋山	明治 14~18	3
通融社	小国	明治 14~18	不詳
相生社	二本松	明治 13~23	36
公益社	太田	明治 17~18	2
永遠社	永田	明治 16~18	3
盛業社	本宮	明治 14~37	30
沼済社	須賀川	明治 14~18	4
共益社	大越	明治 16~22	10
殖産会社	上三丁目	明治 16~18	3
双潤社	中田	明治 16~18	不詳
方宜興産社	田口	明治 16~23	不詳
協同社	棚倉	明治 12~昭和 7	13
棚倉共益社	伊野下	明治 14~18	5
貫一社	小名浜	明治 16~18	2
巡益社	平	明治 16~22	7
共盛社	津川	明治 15~18	13
盛栄社	棚倉	明治 13~32	不詳
尋益社	三春	明治 12~22	8

日本銀行福島支店(1957)、p. 11

また、これ等の設立地域について日本銀行福島支店(1969)は、「養蚕地帯、たばこ地帯、米作地帯、羽二重地帯、商品や農産物の生産地、出荷地のようなどころが多い。業務は不動産金融が中心であったとみられるが、商業金融や産業金融に深いかかわりあいをもっていた。

また、不況期に群生することからも察せられるように、それらの金融は結果的に土地兼併のテコとなり、土地の集中、新しい地主層の形成が促進されたようである。」と説明している³¹⁾。つまり、今日の担保主義とも通じる土地基盤取引であり、結果的に新興地主に成長したのである。

この記述の前半は資金需要に応えるということであり、後半は事業が上手く行かない場合は土地を集約するということであり、商業・産業金融としては健全なものではなかったといえる。また不況期に群生したとは、松方デフレの時期の厳しさを表している。

4-2-2 銀行設立の状況

表 1-1 の如く、明治 20 年には 8 行に留まっていた地元銀行は、明治 40 年末には 38 行になった。この間、新設は 36 行、消滅は 6 行である。

表 3-1 を除く表 1-1 の銀行の、この時期までの解散時の残高は表 4-4 の金額である。

一方、県外勢は、明治 16 年に進出した第一国立銀行福島支店は明治 27 年に引揚げ、

第六十国立銀行福島支店は明治18年に設置されたが明治26年に去り、同若松支店も明治17年に作られ明治27年に廃止された。第一国立銀行の進出は、米穀荷為替を求めているものであった。また久留米銀行須賀川支店は明治17年、同郡山支店は明治19年に設置されたが、前述のように明治23年の初めての恐慌の際引揚げた。三井銀行福島支店と第百国立銀行の福島支店はともに明治19年に設置されたが、やはり明治23年に引揚げている。

表 4-4 明治10年代設立銀行解散時残高表

銀行名	解散時	残高	銀行名	解散時	残高
棚倉協同社	昭和5	32千円	上遠野銀行	昭和3	5
棚倉銀行	明治32	不詳	小高銀行	大正4	88
盛業銀行	明治29	10	原町銀行	昭和5	95
川俣永統(株)	昭和13	11	川上合資会社	明治43	不詳
正製銀行	昭和3	73	共立銀行	昭和5	95
福島商業銀行	昭和2	623	加藤銀行	大正2	112
本宮銀行	昭和2	92	二本松銀行	昭和6	212
会津銀行	昭和16	491	太宰銀行	大正8	60
田島銀行	昭和5	55	武射銀行	昭和18	58
須釜銀行	昭和6	154	原町商業銀行	大正5	79
三春銀行	昭和17	70	白河瀬谷銀行	昭和16	63
磐城銀行	昭和5	588	新山貯蓄銀行	昭和6	41
平銀行	昭和3	314	白河実業銀行	昭和6	197
相馬銀行	昭和3	60	磐城実業銀行	昭和3	31
白河商業銀行	昭和3	141	安達実業銀行	昭和3	不詳
須賀川銀行	昭和6	100	福相銀行	大正13	不詳
磐越銀行	昭和5	不詳	小浜実業銀行	昭和9	不詳

日本銀行福島支店(1957)、p. 14

明治30年には、明治16年に福島支店を設けた安田銀行のみが残った。他県銀行の引揚や福島県内銀行の解散に至る最大の理由は、繭糸相場の乱高下にあった³²⁾。表4-4を見ると預金残高はほとんどないことがわかる。

4-2-3 安田銀行

安田銀行も大正期に入ると福島、若松、郡山、喜多方の4支店以外は一切廃止したものの、大正期を通して表4-6のように県内銀行勢の総預金額の1割以上の預金を獲得し続けた。これは第百七銀行に次ぐ成績であった。

表 4-5 安田銀行店舗改廃状況

支店名	大正15年末または引き揚げ時の預金残高	同地域所在地元銀行同期預金残高	
福島(明治16現存)	3,357(千円)	第百七	4,698(千円)
		福島商業	3,230
		福島	3,408
若松(明治23~現存)	2,391	会津	1,805
須賀川(明治28~大正18)	678	須賀川	822
中村(明治28~大正13)	1,233	相馬	409
桑折(明治32~大正11)	324		
川俣(明治32~明治35)	36	川俣	3
郡山(明治34~現存)	1,871	郡山商業	1,445

小高(明治 34~明治 35)	30		
白河(明治 36~大正 12)	468	白河瀬谷	575
三春(明治 36~大正 13)	715	三春	320
喜多方(明治 38~昭和 13)	568		

日本銀行福島支店(1957)、p. 22「現在」は 1957 年現在

表 4-6 安田銀行福島県内預金貸出推移

	預金	地元行平均	県下総預金比	貸出	地元行平均	県下総貸出比
M25	148 千円	17 千円	46.1%	84 千円	64 千円	10.6%
M35	1,049	90	23.9	882	76	24.5
M45	1,920	273	12.9	907	219	9.5
T 5	4,543	517	19.2	2,193	437	11.9
T 10	10,619	1,308	15.1	8,797	1,636	10.4
T 15	8,187	2,041	8.3	9,131	2,409	7.9

日本銀行福島支店(1957)、p. 22

安田銀行とは後の富士銀行であり、今日のみずほコーポレート銀行であるが、下図のようは軌跡を辿った。

M10	M20	M30	M40	T10	S20
合本安田銀行	合資会社	合名会社	株式会社安田銀行	保善会社	安田銀行
M13 東京設立	M26 改組	M33 改組	M44 設立	T12 安田系 11 行	T12 改組
				合同のため設立	S23 改称

図の中の保善銀行は表 1-1 にも見られるが、安田系銀行 11 行の合同のために 1923(大正 12)年に一時的に作られ、安田銀行も同行に吸収合併される形を取ったのである³³⁾。

4-2-4 福島県農工銀行

表 1-1 明治後期に福島県農工銀行の名称がある。明治 29 年の農工銀行法により、明治 31 年各県に設立された。初代頭取は青木金治であった。農業関係のみならず広範に長期貸出を行い産業振興に努めた。貸出額は逐年伸張し、明治 40 年頃には 3,319 千円、同年末県下全銀行の貸出額に匹敵する金額に達した。上層農家の不動産金融に応えることが主業務となっていた。

4-3 大正昭和の福島の産業

4-3-1 県外繊維産業の進出

中央との関係で、大正以降の福島県が置かれた立ち位置は、地元資本が地歩を固め今後の発展が望める産業に対しては、中央の大資本が積極的に介入し、その果実を収穫するという草刈り場になりつつあった。

正製組や真製社、橋本萬右衛門、さらに大倉喜八郎、渋沢栄一等の協力で興した郡山絹糸紡績株式会社は、3-1 節で触れた日露戦争後の明治 40 年の恐慌と第一次世界大戦前夜の絹糸輸出の不振により、1915(大正 4)年紡績部門を片倉組に売却せざるを得なくなった。そして兼業していた電力業に集中するため社名を郡山電力株式会社に変えた。

一方、片倉組は、製糸・製織の盛んな土地岩代に、1912(明治 45)年、既に片倉組岩代

製糸所を設立していたのである。同じように信州の大資本も福島への進出を行った。正製組、真製社も器械化を進めたが対抗し切れず、真製社は大正2年操業を休止し、正製組も大正12年には休止した。真製社はその後大正6年に橋本製糸所として復活するのだが、正製組の工場は、同時期に信州から来た小口組に買い取られ、小口組製糸所郡山支店となる。さらに、それは昭和に入り株式会社小口組となり、次いで日東製糸株式会社郡山工場となるのである。

また、表1-1で海瀬銀行が信州より福島に移ったのも、信州資本の福島への進出に合わせた動きであった。しかしながら、同行は直ぐに郡山橋本銀行に売却される規模でしかなかった。何れにせよ郡山の製糸紡績業は地元資本により始められ、他県資本の草刈り場となった。

4-3-2 大正期の産業

①電力会社

大正期も小規模電力会社が叢生した。小名浜電灯(後の小名浜電気(株))が大正4年9月に設立、四倉電気(株)はその翌年の6月である。田島水力電気も同年であった。夏井川水電、八田電灯所、只見川水力電気、東白河電気、植田電灯、好間水田、母畑水電、双葉電力、土湯電気、霊山水力電気等々が作られた。これ等に共通していることは、皆株式会社であることである。

②大企業事業所の立地

電力が豊富になると、安価な労働力と相俟って、中央重化学企業の工場が立地するようになった。苛性ソーダや塩化物を製造する保土谷化学郡山工場が作られたのは大正5年である。磷酸製造の日本化学の郡山工場が設立されたのは翌年であった。同年、東洋曹達が過酸化ソーダ、金属ソーダの製造を始めた。この2社は郡山化学工業の中核になった。

スフ糸製造の日東紡績が郡山と福島に工場を設けたのは大正6、7年である。因みにスフとはステープルファイバーの略で、このような人絹は電力と苛性ソーダそしてパルプ産業を必要とする。つまり、大正中期において福島は産業集積の兆しが現れたということである。その他大正13年には、鑄鉄の三菱鋼材の広田工場も作られた。

地元においても、明治創業の郡山カーバイトが大正6年郡山電気に継承された。前年には郡山電炉工業、大正8、9年には郡山製紙、郡山酢酸、郡山カーボンが設立され、工業都市の基礎が造られた。これ等の集積が、戦後常磐地域と共に新産業都市指定された要因になっている。

4-4 激動の時代の銀行

大正昭和は3-1節で触れたように激動の時代であった。当然福島にも荒波は押寄せた。

4-4-1 第一次世界大戦後の反動期

1920(大正 9)年にはヨーロッパ列強が市場に復帰し絹糸・製品の輸出が一転不振になると、景気に左右され易い製糸業・製織業は打撃を受けた。福島も同様に、生糸価格の乱高下が続いた。

起業熱は投機熱を伴い、価格や景況の乱高下を増幅する。農村に基盤を置く銀行は、真っ先にその影響を受けた。

『第百七銀行史』では、大正 9 年下期を「絲價は無底の低落を現じ製絲家の困難甚しかりし」、「農家の富力減退は猶甚しき程度に在り、一般の商勢は振はず、人気は沈衰せり」と述べ³⁴⁾、大正 11 年では「米價を始め物價漸く下り、一般商況亦沈衰し、株式市価の低落又甚しく、金融は常に緊縮を免れず、十一月下旬西都一銀行の破綻を見るや不安の波紋は逐次拡大し、各地銀行の休業頻々相踵ぎ前後十二行に及びしも我東北六軒は幸いにして静穩に越年するを得たり」とある。しかし、表 1-1、4-4 で見たように、その年太宰銀行が休業し信達銀行に改組している。震災恐慌に際しては「経済事情は概ね変調を呈し…対外貿易は竟に出超に転ずるの機を得ず」とある³⁵⁾。つまり、1923(大正 12)年までは弱小銀行の浮沈はあっても、百七や福島銀行のような規模の銀行には及ばず、県内は比較的良かったということである。しかし、震災恐慌以降急激に悪化して行くのである。

4-4-2 銀行の改廃

①貯蓄銀行

表 1-1 に見るように、この激動期には多くの銀行が廃業・破綻し、新たな銀行が興された。橋本萬右衛門の郡山橋本銀行や佐藤伝兵衛、佐藤安二による郡山商業銀行、さらに百七貯蓄銀行、山八銀行などが興された。皆資本金は 100 万円規模であった

因みに貯蓄銀行とは、1893(明治 23)年施行の貯蓄銀行法第一条に「複利ノ方法ヲ以テ公衆ノ為ニ預金ノ事業ヲ営ム者ヲ貯蓄銀行トス。銀行ニ於テ新ニ一口五圓未満ノ金額ヲ定期預リ若ハ当座預リトシテ引受ル者ハ貯蓄銀行ノ業ヲ営ム者ト為シ此條例ニ依ラシム」とあり、郵便貯金や信用組合と同等の預金者保護を謳った機関である。1913(大正 2)年 11 月 29 日の『大阪毎日新聞』の社説に「第一、郵便貯金の利子が世間に於ける金融繁閑の勢いと相伴うて高低せざること、第二、貯蓄銀行が営利を目的とするが故に、貯金者に充分の利益を頒与する能わざることの二点に帰せんとす」として預金者保護の必要性を説いている³⁶⁾。

しかし反動恐慌で多くが破綻してしまうのである。百七貯蓄銀行も、福島貯蓄銀行に替り、結局昭和 19 年に東邦銀行に合同してしまうのである。

この時期の特徴は、銀行の規模が拡大するとともに、預金も伸びていることである。しかも官公庁預金は減少し、定期預金が増えた点である³⁷⁾。

②郵便貯金の増大

郵便貯金は、明治16年の統計においても、福島県は東北で青森、仙台に次いで3位となるなど比較的郵便貯金が使われていたのだが³⁸⁾、明治時代は銀行預金に対して10%前後の水準であった。大正期には20%程度となった。この増加理由は、大正期の政争に銀行界が巻き込まれ、互いに誹謗中傷が行われたことによっている。

表 4-7 郵便貯金推移

大正(年)	郵便局数	年末貯金残額	銀行預金比
2	205	2,524	16.9%
3	205	2,616	16.0
5	214	4,446	18.8
8	228	11,651	17.0
9	232	11,962	19.8
10	234	13,395	19.1
12	239	15,616	21.1
15	247	16,534	17.2

日本銀行福島支店(1969)、p. 149

さらに日本銀行福島支店(1969)によると、昭和期に入ってからこの動きは加速され、昭和2年2月から11月において、郵貯は福島県で4,303千円増(残高21,943千円)、福島、宮城、山形、岩手4県では、7,440千円増(残高53,916千円)となり、銀行不信が明らかになっていると報じている³⁹⁾。

4-4-3 銀行合同案

1920(大正9)年の太宰銀行は休業・預金支払停止は突然の発表であり、地元には衝撃を与えた。この休業は昭和金融恐慌へ進展し福島経済が一変する序曲であった⁴⁰⁾。

だがその前に、既に見た通り震災恐慌が待っていたのであった。

太宰銀行の顛末のように県経済に影響することは避けなければならず、震災を契機に銀行合同案が県当局によって練られた。安田銀行が系列11行を合併したのも前述のように大正12年であった。これも、大手行であっても、座しては各行とも潰れてしまうという危機感からの合同であった。しかし、福島金融界においては政争の激しさや利権が絡み、結局流産となってしまう。

4-5 破綻

反動恐慌、震災恐慌、そして昭和2年からの昭和金融恐慌の結果、県内銀行は42行から11行に激減した。

4-5-1 福島商業銀行

福島商業銀行は明治29年、生糸商人に対する生糸金融を目的に設立された。それは、福島銀行が土地・不動産目的の貸付が多く、生糸関係は百七・安田銀行に集中しており、業務の分散化・円滑化を図るためとのことであった⁴¹⁾。発起人には、青木金治、若輪利

八、鈴木幸四郎、油井宇之助、鈴木金助、丹治清五郎等 12 人が並ぶ。皆生糸商であった。特に青木は後に県農工銀行の頭取を務める人物である。

同行は、表 1-1、4-4 で見たように、昭和 2 年も破産・休業する。その理由は、固定貸が多かったからである⁴²⁾。①同行が貸付回収不能と見込まれた案件は、共同生糸荷造所(福島市)、丹治清五郎(共同生糸荷造所社長)、信達製糸株式会社(伊達郡湯野村)、佐野製糸所(相馬郡中村町)、梁川製糸株式会社(伊達郡梁川町)、阿部佐市(福島市)等である。②固定貸には、上記共同製糸所、佐野製糸所、さらに磐城石川組製糸所、梁川製糸所等であった。その他、同行重役大島要三に対する固定貸約 100 万円があった。③頭取草野半が支配人菊池隼人その他幹部と共謀し株式投資に没頭。銀行に背負わせた欠損金は 110 余万円であった。昭和 2 年当時、同行の製糸関係貸付金 500 万円(総貸付額の 4 割)の内、固定貸と欠損金は 5 割を超えていた。

資金繰りは窮屈となり、絶えず 300 万円以上の借入金と 100~200 万程度のコールマネーに頼っていた。大正 9 年生糸大暴落により、日本銀行福島支店から 455 千円の補償法特別融通を受け、県財界でも善後策を練る段階に入っていた。

そのような中で、福島誠一株式会社空券事件が起きた⁴³⁾。同社は福島商業銀行の機関倉庫であり、日本銀行福島支店の指定倉庫でもあった。福島支店の行員が、同社の経営状況を調べるために向かったところ、会社側は支配人不在を理由に担保繭の検査を延期するように要請した。翌日草野頭取は、日本銀行福島支店営業主任宅を訪問し、担保繭には不足があるため昨日は見せることができなかった、不足分は近日中に入金実行をするため、今回の件は内密にしてほしいという依頼をした。

日本銀行としても、空券問題として摘発するよりも、福島誠一株式会社と福島商業銀行とで内々に解決した方が良いと判断し、了承した。一方、頭取等は金策に駆け回ったが、不調に終わった。その中で、安田銀行福島支店が事件を察知し、担保繭の引き渡しを要求した。埒が明かないと見るや差押えを掛け、事件が表面化したのである。

草野頭取等銀行首脳が対策を協議した結果、休業主張が多数を占めた。頭取は、刑事責任と銀行休業の責任を感じ、阿武隈川に投身自殺したのである。

日本銀行福島支店からの貸出額は総計 676 千円であった。内訳は①割引手形 196 千円；内繭担保 131 千円、国債担保 65 千円。②補償法特別融通 455 千円。③当座貸越 25 千円である。

同行は、県下に 13 支店、4 派出所を有し、福島市金庫は同行独占、県金庫は同行 30%(百七 70%)の取扱を託されており、休業の影響は、単に一行の破綻ではなく、銀行制度の破綻として捉えられるほど大きかった⁴⁴⁾。

4-5-2 百七銀行・福島銀行

①福島電燈

「東北地方殊に福島県を主とし其他山形、秋田等三県に於る電気事業は現在福島電燈、

郡山電気を主なるものとして合計七会社に依って経営されているが、各社とも皆独立し其間に電力の需給、調節送電線の統一等に関して何等の連絡、協力もないため、徒に送電線の重複を来し又電力に不足を生じても容易に他よりの供給を仰ぎ難く、且電力に過剰を生じた場合にあっては直ちに之を消化する途を見出し難いため、電力の需給願る不均衡を極めたために送電費は異常に高嵩して事業者、需要家共に甚だ不利な状態に陥っている。」と『時事新報』に報じられる如く、小電力会社の乱立は事業者や消費者、社会全般にとって迷惑なものである⁴⁵⁾。しかし、当時の東北の実情は、斯くの如く不統一な電気供給が行われて発展を阻害する要因にすらなっていたのである。但し、このような記事が出ることは、東北地方を重要な工業生産地として見做しているということでもある。

そこで福島電燈(株)は、電力事業のみでなく、自らガス事業、カーバイト、苛性ソーダなどの化学工業や電気銑、珪素鋼など金属工業を自己完結的に兼営して、本県工業発達の基礎を形成した⁴⁶⁾。東北カーバイト(株)は、伊達郡長岡村に福島電燈(株)穴原発電所の電力を受電予定し、カーバイト製造工場として発足したものであるが、1917(大正6)年3月に福島電燈(株)に合併した⁴⁷⁾。

1921(大正10)年「に於ては郡山電気と福島電燈が兩大関の観ある外、前記猪苗代水電並に只見川水電の二大会社があるが、前者は東京に送電を目的とする者後者は郡山電気系の会社で追って郡電に合併さるる者と観測せられて居る。福島電燈は現資本金五百八十万円で県北地方に勢力を占め是等地方の中小電気会社を合併せんとし、郡山電気は現資本金五百万円で県南地方の会社を合併せんとしつつある」という具合で、東北地方のみならず福島県内においても電力事業の規格統一は困難と見られていた⁴⁸⁾。

1930(昭和5)年、「大会社が行き詰れる中小会社救済のため隣接または交錯している供給区域へ設備等を提供し、その代償として中小会社の株式または社債を取得し、若しくは単純に小資金を貸付け或は別会社とするもその実権を収め、然るのち送電線の連絡、水火力の経済的共用、供給区域の整理等いわゆる金のいらぬ合併へ進」む方法、所謂経済的統制という考えが生まれた⁴⁹⁾。福島電燈は他の東北弱小電力とともに東邦電力傘下に入るというものである。

このような事態になったのは背景がある。『福島県史13』は昭和3年4月30日付けの『福島毎日新聞』を引用して「銀行会社を党勢維持に利用せんとす。金沢代議士政友会入党の条件として福電社長の椅子を提供」という記事を引用している⁵⁰⁾。つまり、公器たる企業の責任職を素人政治家に餌として提供するということである。このような私物化を行えば、次項のように傘下の各企業は皆破滅の道を歩まざるを得ない。

何れにせよ電力供給面でも他の弱小電力会社と同様、規格不統一、相互非協力・自己完結型の経営を行い、何れは統合命令が下ることは明らかであったのだが、経営面でも最高責任者が私物化していたのであり、問題が表面化するのには時間の問題であったのである。

②動揺

『福島県史 13』に昭和3年当時の新聞記事が掲載されている⁵¹⁾。その中に「号外再録」として「振出した約手数百万円に達せん、日歩十銭の高利」なる記事が載った。大要は以下の通りである。吉野周太郎(要三)が福島電燈社長当時、振り出した約束手形は数100万円に達し、その整理は行き詰っており、今般第五十九銀行が差押えに入ったが今後何度差押えられるかわからない状態である。また同氏は福島電燈社長名義で30万円借りているが、これは日歩10銭という高利であるというものである。前者について、同年4月15日付けの『福島毎日新聞』を引き、約束手形は実は30万円だが、福島銀行の裏書は2万円であり、今後福島電燈の社屋等の差押えとなる可能性が大きいと伝えている⁵²⁾。

さらに、「福銀縮小の最大原因、大規模の空券発行」と題し、福島商業銀行事件と同様の問題があるかの如き推測も記されている⁵³⁾。

また、同(要三)氏は当時県信用組合聯合会長の要職にあったのだが、百七銀行に預金してあった組合資金16万8000円を一存で福島銀行に移し、しかる後福島銀行が業務縮小命令を受けた。これは公金の私物化であり、横領の可能性もありとして「預金十六万八千円、福島銀行業務縮小の為に遂に大問題化する」との記事も伝えている⁵⁴⁾。

百七銀行に関しては、4月15日付け『福島毎日新聞』の「不良貸付の大部分は吉野氏の関係事業。之を整理するも百万円以上の欠損。大百七動揺の根本」と題する記事を掲載している。それによると放漫貸付は、福島倉庫会社に276,000円、福島運送会社に18,200円、武蔵野銀行に62,400円、吉野合名会社に456,700円、同社別に29,840円、吉野周太郎(要三)個人に193,700円、福島銀行に880,000円、同行別に165,000円、さらに同行に300,000円、合計2,208,000円の貸付を独断で行っていた。

表4-8 職業別不正貸出額

職業	貸付高	口数	人数
銀行員	14,900円	8	7
羽二重生系商	67,100	17	16
農業	60,900	12	11
倉庫業	44,000	8	3
運送業	21,400	6	3
銀行重役	356,400	10	4
金融業	42,200	12	5
銀行業	524,400	27	3
諸会社	241,200	15	6
製糸業	1,113,000	26	11
醸造業	54,700	6	4
製糸福銀コール	300,000	3	0
為替尻	12,700	4	4
その他	242,000	45	28

『福島県史13』 p. 298

担保を差し引いたとして欠損金は、福島倉庫35,300円、福島運輸15,400円、武蔵野銀

行18,400円、吉野合名184,000円、同299,400円、福島銀行356,500円、同130,000円、吉野周太郎(要三)193,700円、合計1,089,000円であった。

これを職業別に仕分すると、表4-8になる。

③終局

時事通信社の『福島県人名辞典』には、吉野周太郎(要三)氏は、白河の名望家伊藤善右衛門氏の三男として生を受け、福島運送合資会社社長、福島羽二重会社会長、福島瓦斯株式会社、二本松機業株式会社、株式会社第百七銀行、株式会社福島県農工銀行、臺糖製糖株式会社、株式会社武蔵野銀行各取締役、株式会社福島銀行、株式会社岩代銀行各頭取、福島倉庫合資会社社長、夏井川水電株式会社取締役会長を兼務し、温厚篤実な性格で、貴族院多額納税者議員にして政友会の重鎮と紹介している⁵⁵⁾。しかし、上述のような不正貸付を行い、各社に破壊的な損害を与えた。

『福島毎日新聞』に「私財提供の美名にかくれて、裏面に於いて早くも財産隠匿のうわさ」とか、「財産隠匿し神戸に別荘構へる」等と書き囃し立てられながら3年が経過した⁵⁶⁾。

1931(昭和6)年6月7日『大阪朝日新聞』は「六十万円を日銀から詐取。武蔵野銀行常務取締される。福島銀行救済で印鑑偽造」という記事を掲載した。曰く「東京地方裁判所検事局では、十数日前から元福島県選出貴族院多額議員吉野周太郎(六十一)同氏、実弟牛込区市ヶ谷田町株式会社武蔵野銀行常務取締役伊藤末之助(四十七)両氏を始め日本銀行員、大蔵省官吏など多数を召喚。中村(義)検事の手で取調べ中であつたが、六日早朝伊藤末之助氏はまたも喚問され同検事の取調べを受け、午前十時起訴。予審判事の拘留訊問で正午市ヶ谷刑務所に収容された。

伊藤氏の罪名は私印書偽造行使詐欺で犯罪の内容は極秘に附せられているが、日本銀行から約六十万円を詐取したもので、これが財界におよぼす影響と日銀の責任問題は可なり重大で、かかる犯罪が銀行業者によって行われたことは銀行事業発達に一大暗影を投ずるものといわれているが、事件の内容は福島県の千万長者として同地方では飛ぶ鳥も落す勢いであつた吉野周太郎氏は福島銀行(資本金一千百九十三万円)の頭取を始め武蔵野銀行頭取、福島電燈、塩那電気、福島羽二重各社の社長その他十数会社の重役として東北実業界に雄飛したが、昭和二年、例の財界大恐慌に遭遇するや直に没落の悲境に陥り、福島銀行また整理休業のやむなきに至り、当時同銀行の常務として同行一切の実権を握っていた伊藤末之助氏は実兄の窮境を救うため百方奔走し更に大胆にも自己の関係ある福島の某会社重役の印鑑を偽造しこれを利用して偽造有価証券を造り、偽造物(価格百万余円)を日銀へ担保に入れ、武蔵野銀行の名で日銀から特別融資約六十万円の提供を受け、その全部を福島銀行へ渡して同行の取付けを救おうと試みたが、六十万円や七十万円の金で福銀の取付けは防止できず、遂に同行は休業を発表するとともに武蔵野銀行もまた伊藤氏の詐欺のため遂に休業するに至った。

日銀ではこの間の事情一切を知悉しながら名誉のため訴えができず、却って伊藤氏親戚に当る某氏が憤慨して訴えたため今日ようやくその一切が判明するに至ったものである。」との記事が出たのである⁵⁷⁾。初期報道から3年が経過しており、これは福島の人々にとっては青天の霹靂という訳ではない。

一方、橋本萬右衛門が経営する郡山橋本銀行も立て続く恐慌の波を乗り越えることはできなかった。郡山合同銀行となったが、表1-1の如く昭和11年には廃業となる。ここに、福島の人が故郷の誇りと仰ぎ見た人物は2人とも倒れた。複数の企業を同時に経営し、国会議員でもあった、神の如きマルチプレイヤーの晩節は、悲しく寂しいものであった。

4-5-3 日本銀行特別融通

昭和金融恐慌の際、県内第2位であった福島商業銀行が休業に追い込まれるなど、震災と恐慌が連続し多くの銀行が破綻の危機に曝された。

日銀は特別融資を行い、それにより多くの銀行が延命したのだが、福島銀行は融資の担保切れにより1929(昭和4)年に破綻した。その後も多くの銀行が破綻した。結局、会津、郡山商業、白河瀬谷の3行とわずかな銀行のみが残った。

この期間の日銀の特別融資は、第百七銀行や福島銀行等大口を含め15行に対して2,405.8万円に上った。これは、管内の宮城、山形、岩手、福島の各県に対する総融資3,335.5万円の72%に当たる規模であった⁵⁸⁾。県内銀行の窮状の度が酷かったことの証左である。

1928(昭和3)年12月21日の『中外商業新報』は日本銀行の審査にもより強い厳格性が求められるとして以下の通り「銀行破綻が示す特融審査の杜撰：預金支払に使わぬ特融：金額で福島が第三位」なる記事を掲載している。

「屢報の通り福島県下では福島銀行磐城銀行、安達銀行、平銀行、第百七銀行等踵を接して破綻を暴露し預金の支払を停止したが、平銀行を除けばこれ等は悉く日本銀行特別融通を受けた銀行であって、かかる被特融銀行の破綻続出をば財界は重大視し、次のような理由から政府ならびに日本銀行当局の融通審査の杜撰疎漏、融通後の監督不行届きに対して非難し、中には融通の動機の不純を疑うものさえ生じつつある。すなわち日銀特別融通法の元来の目的は預金者保護にあつて銀行救済に非ず。したがって預金支払のために資金を融通するのが本旨であることは疑うべき余地はない、ただ現実に預金の引出しがなかった場合にはこれを整理資金に充当することを許されたわけである。しかるに上記福島県における休業銀行は預金支払準備としての特別融通を受けていながら、預金の緩慢なる取付けに遭って休業したので、第百七銀行など当初は実に九百二十二万二千円の特別融通を受け、その後七百五十万円ほどに減少したとは云え、なおかかる巨額の融通を受けて居りながら、その大部分は預金の支払に充てないまま休業したので、換言すれば特別融通の「預金支払の為の資金」たる第一の目的は全く没却し去られてい

る。もしそれ休業の原因が天災その他の突発的事件にあったとすれば諒とし得るが特別融通を受けている銀行が預金の緩慢なる取付けを原因として休業したというに至っては、単なる見込違いとして責任を免れることは出来ないのであって、融通の目的が預金の支払を全く度外視し最初から単なる整理救済資金としても融通したものだとの非難は当然起るわけである。しかも此破綻続出の福島県こそ特別融通額は三千二百九十五万二千円という巨額に達し、東京大阪に次ぎ全国の第三位に居るのであるから、当時の日銀当局乃至は特融審査委員会の審査なるものが、単に杜撰であったというよりは、むしろ政党的関係に災され頗る不公正であったという疑惑さえも被らざるを得まいといわれている。さらにかかる巨額の融通をして置きながら、融通後上記諸銀行が徐徐に行詰って来ていよいよ休業するまで政府も日銀もほとんど為すところがなかったというに至っては、監督不行届きのそしりを免れないといわれている」⁵⁹⁾。

注

- 1) 『福島県史 12』 p.14。
- 2) ローゼンソール商会は、両毛地域では、佐羽吉恐慌ともいわれた佐羽吉右衛門商店の倒産を始め種々の問題を起こした。しかし、支店を置いた福島では問題は起きなかった。
- 3) 『福島県史 19』 p.812。
- 4) 『福島県史 19』 p.816。
- 5) 日本銀行福島支店(1969)、p.24。
- 6) 第百七銀行(1924)、p.10。
- 7) 『福島県史 4』、pp.247-248。
- 8) 『福島県史 4』、p.250。
- 9) 『福島県史 19』、pp.817-818。
- 10) 『福島県史 19』 pp.818-819。
- 11) 『福島県史 4』、p.229。興復社による白河、菊多、磐前、田村、檜葉などの開拓も行なわれた(同 p.237)。
- 12) いわき市(1989)、p.128。何故なら、明治 23 年の第 1 回総選挙で白井は当選するも、第 2 回では落選する。落選して日本橋で落ちぶれていたのを、その才覚を惜しみ引き立てたのが浅野総一郎だったからである(福島民友(1968)、p.529)。炭坑各社プロフィールは山野、岡田(1975)に詳しい。
- 13) 今日の日東紡であり、アルテクロスである。
- 14) 『中外商業新報』1912(大正元)年 12 月 9 日「郡山絹糸紡績、事業概要と其沿革」。
- 15) 『中外商業新報』1912(大正元)年 12 月 9 日「郡山絹糸紡績、事業概要と其沿革」。
- 16) 川崎(2014)。
- 17) 日本銀行福島支店(1957)、p.8。

- 18) 第七銀行(1924)、p.201。
- 19) 日本銀行福島支店(1957)、p.12。
- 20) 『福島県史 4』 p.430。
- 21) 『国民新聞』 1927(昭和 2)年 7 月 30 日 「(三六)天恵猪苗代湖 福島県(2)」。
- 22) 日本銀行福島支店(1969)、pp.80-81。
- 23) 日本銀行福島支店(1969)、p.82。
- 24) 川俣町史編纂委員会(1979)、p.322。
- 25) 川俣町史編纂委員会(1979)、pp.319-320。
- 26) 日本銀行福島支店(1969)、p.48。
- 27) 日本銀行福島支店(1969)、p.53。『福島県史 19』 p.850。
- 28) 日本銀行福島支店(1969)、p.54。
- 29) 日本銀行福島支店(1969)、p.59。
- 30) 大蔵省(1897)、p.143。
- 31) 日本銀行福島支店(1969)、p.34。無担保で銀行から借入をし、担保付きで農民に貸すということも行なわれていたのである(同 p.154)。
- 32) 日本銀行福島支店(1969)、p.41。
- 33) 保善社という名称は、既に 1887(明治 20)年私盟組織保善社として使われている。この保善社は、安田銀行と安田一族各家の財産・株式の分散を防ぎ、安田銀行の高資本蓄積の制度化の目的で作られた組織であった。
- 34) 第七銀行(1924)、p.233。
- 35) 第七銀行(1924)、p.238。
- 36) 『大阪毎日新聞』 1913(大正 2)年 11 月 29 日 「貯蓄機関改善：社説」。
- 37) 日本銀行福島支店(1969)、p.123。
- 38) 郵政省(1971)、p.237。明治 16 年時点で、青森 21,197,693 円、仙台 6,045,978 円に対し、5,217,543 円であった。
- 39) 日本銀行福島支店(1969)、p.160。
- 40) 日本銀行福島支店(1969)、p.127。
- 41) 『福島県史 19』 p.834。
- 42) 『福島県史 19』 p.870。大島要三は自由民権運動の項に後述する。
- 43) 『福島県史 19』 pp.869-871。
- 44) 日本銀行福島支店(1969)、p.174。
- 45) 『時事新報』 1924(大正 13)年 8 月 25 日 「不統一なる東北電気事業：其損害は甚大」。
- 46) 『福島県史 18』 p.1063。
- 47) 『福島県史 18』 pp.1062-1070。
- 48) 『東京日日新聞』 1921(大正 10)3 月 24 日 「福島電気合同：混沌状態に陥る」。
- 49) 『大阪朝日新聞』 1930(昭和 5)年 1 月 30 日 「電気事業の経済的統制」。

- 50) 『福島県史 13』 p.302。
- 51) 『福島県史 13』 p.290。
- 52) 『福島県史 13』 p.300。
- 53) 『福島県史 13』 p.290。この件は安田銀行福島支店支店長の誤伝であるとの言葉を伝えている(同 p.294)。
- 54) 『福島県史 13』 p.291。
- 55) 時事通信社(1914)、p.2。
- 56) 『福島県史 13』 p.291、p.294。
- 57) 『大阪毎日新聞』1931(昭和6)年1月31日「六十万円を日銀から詐取、武蔵野銀行常務収監される。福島銀行救済で印鑑偽造」。
- 58) 日本銀行福島支店(1957)、p.27。
- 59) 『中外商業新聞』1928(昭和3)年、12月21日「銀行破綻が示す特融審査の杜撰。預金支払に使わぬ特融。金額で福島が第三位」。

参考文献

- [1] 第七銀行『第七銀行史』1924。
- [2] 福島県『福島県史 4』(近代1)、1971。
- [3] 福島県『福島県史 12』(近代資料2)、1966。
- [4] 福島県『福島県史』13(近代資料3)、1968。
- [5] 福島県『福島県史 18』(産業経済1)、1970。
- [6] 福島県『福島県史 19』(産業経済2)、1971。
- [7] いわき市『いわき市史別巻常磐炭田』1989。
- [8] 『時事新報』1924(大正13)年8月25日。
- [9] 時事通信社『福島県人名辞典』1912。
- [10] 川俣町史編纂委員会『川俣町史』第3巻、1979。
- [11] 『国民新聞』1927(昭和2)年7月30日。
- [12] 日本銀行福島支店「福島県銀行史」1957。
- [13] 日本銀行福島支店「福島県銀行史附属資料」1958。
- [14] 日本銀行福島支店「福島県金融経済の歩み—日本銀行福島支店をめぐる70年—」1969。
- [15] 大蔵省『銀行法規：監督局主管』1897。
- [16] 『大阪朝日新聞』1919、2月14日。
- [17] 『大阪朝日新聞』1930(昭和5)年1月30日。
- [18] 『大阪毎日新聞』1913(大正2)年11月29日
- [19] 『大阪毎日新聞』1931(昭和6)年1月31日。
- [20] 『中外商業新報』1912(大正元)年12月9日。

土谷幸久：福島県銀行小史(中)

[21] 『中外商業新聞』 1928(昭和 3)年、12 月 21 日。

[22] 『東京日日新聞』 1921(大正 10)年 3 月 24 日。

(つちや ゆきひさ／経営学、組織論、社会システム論)